

入札監理小委員会  
第759回議事録

総務省官民競争入札等監理委員会事務局

## 第759回入札監理小委員会議事次第

日 時：令和8年5月12日（火）16：05～17：25

場 所：永田町合同庁舎1階 第1共用会議室

### 1. 開会

### 2. 事業評価（案）の審議

○国立西洋美術館統括管理及び建物管理業務(独立行政法人国立美術館国立西洋美術館)

○性能評価センター機械施設保全業務（国土交通省）

### 3. 閉会

#### <出席者>

中川主査、石田副主査、岡本副主査、奥副主査、  
稲生専門委員、和田専門委員、尾花専門委員

#### (国立西洋美術館統括管理及び建物管理業務)

独立行政法人国立美術館国立西洋美術館 総務課  
高橋課長  
中山会計担当係長

#### (性能評価センター機械施設保全業務)

国土交通省 航空局  
航空ネットワーク部 空港技術課  
平井課長  
佐藤課長補佐  
菅原専門官  
拝根係長  
福島係員  
交通管制部 管制技術課 性能評価センター  
益田先任施設運用管理官

#### (事務局)

吉田事務局長、谷口参事官、杉田企画官

○中川主査 それでは、ただいまから第759回入札監理小委員会を開催いたします。

初めに、国立西洋美術館統括管理及び建物管理業務の実施状況について、独立行政法人国立美術館国立西洋美術館総務課、高橋課長から御説明をお願いしたいと思います。なお、御説明は10分程度でお願いいたします。

○高橋課長 ありがとうございます。私、高橋のほうから御説明させていただければと思います。資料につきましては、1のほうを御覧いただければと思います。民間競争入札実施事業、国立西洋美術館統括管理及び建物管理業務の実施状況につきまして、御説明させていただきます。

事業の概要といたしましては、委託業務内容といたしまして、国立西洋美術館の特殊性を十分に理解した上で、重要文化財を含む建築物及び設備機器につきまして、日常的な管理を行いまして、建築、設計、設備、環境等を総合的な観点から保全・改修及び維持管理に関する計画、及び提案を行うということでの事業とさせていただいているところでございます。

業務委託期間といたしましては、令和6年4月1日から令和9年3月31日まで。

受託事業者といたしましては、鹿島建物総合管理株式会社様でございます。

契約金額につきましては、1億6,500万円でございます。

こちらの受託事業者決定の経緯でございます。調達関係資料の配付依頼につきましては、6者からございました。ただし、応札につきましては、1者となったものでございます。

応札者から提出された企画書につきましては、業務の実施に必要な要件が満たされていることを確認いたしまして、令和5年12月22日に開札いたしまして、予定価格の範囲内で有効な入札を行ったところでございまして、上記、先ほどの受託事業者につきまして、落札者とさせていただきます。

続きまして、確保されるべき質の達成状況につきましてでございます。こちらの国立西洋美術館の統括管理及び建物管理業務における民間競争入札実施要項に基づきまして、当該実施要項のサービスの質の設定事項につきまして、令和8年3月31日時点における状況を調査することになっており、その調査結果につきまして御報告申し上げます。

資料のほうは、2ページ目を御覧いただければと思います。業務の質の設定といたしまして、2つの項目を設けさせていただきました。

まず、1つ目の項目といたしましては、継続性・安定性の確保でございます。こちらの要求事項といたしましては、国立西洋美術館の継続的・安定的な利用に供することとして

おります。

評価指標といたしましては、この国立西洋美術館の一時的な閉館や開館不能な状況を招くような、重大な業務上の瑕疵の発生があるかどうかというところでございます。

要求水準といたしましては、こちらが発生しない、ゼロ回とさせていただいております。

実施状況につきまして、発生回数につきましては、ゼロ回となっております、適切に実施され、実施状況については、妥当と判断されるという形で考えているところでございます。

次の項目といたしまして、信頼性の確保といたしまして、国立西洋美術館の運営に重要な支障を与えないということとさせていただきました。国立西洋美術館の運営に重要な影響を与える業務上の瑕疵による事象、例えばこちらにつきましては、人身事故や作品の損傷・紛失等の発生でございます。こちらにつきましても、要求水準といたしましてはゼロ回とさせていただきまして、こちらの発生状況につきましても、ゼロ回となっております。こちらにつきましても適切に実施され、実施状況につきましては、妥当と判断すると考えているところでございます。

各業務における確保すべき水準といたしまして、1つ目といたしましては、点検に関しまして、指定された業務内容につきまして実施し、建築物等の機能及び劣化の状況を調査いたしまして、異常または劣化がある場合につきましては、必要に応じて対応措置を判断し、実行することとしております。

また、2点目としまして、保守といたしまして、建築物等の点検を行いまして、点検等により発見された建築物等の不良箇所や修繕や部品交換等により、建築物の性能を常時適切な状態を保つこととしております。

こちら2点につきまして、モニタリングを実施した結果につきまして、確保すべき水準を達成しているというふうに考えております。その内容につきまして、御説明申し上げます。

モニタリングにつきましては、日常的なモニタリングといたしまして、方法といたしましては、請負者のほうから、業務遂行状況によって業務日誌を作成いただきまして、発注者のほうに提出する。請負者につきましては業務日誌を取りまとめ、業務月次報告として発注者に提出する。

また、発注者の職員のほうから苦情等があった場合につきましては、発注者に報告する。

国立西洋美術館の運営に影響を及ぼすような重大な事象が発生した場合、及び発生する

おそれがある場合につきまして、請負者につきましては、速やかに発注者に報告するというような形の方法を取らせていただきます。

こちらの実施状況につきましては、報告書につきましては、適時に提出されております。また、実施状況につきましては妥当と判断させていただいております。また、苦情や重大な事象が発生した場合に備えた体制につきましては確保しておりましたが、こちらの発生の実績につきましては、ございませんでした。

また、定期的なモニタリングといたしまして、発注者につきましては、月1回以上、館内を巡回し、あらかじめ協議の上、決定されたモニタリング項目に従いまして、各業務の遂行状況を確認し、評価するとさせていただいております。

モニタリングの項目といたしまして、会場内、こちらは展示会場の温湿度の管理、機器による測定を行っているところでございます。

また、作品等を格納する収蔵庫内の温湿度、こちらにつきましては、機器の測定でございます。

発注者の職員及び請負者が出席する施設の月例ミーティングを月1回開催いたしまして、日常モニタリングや定期モニタリングの結果報告を行いまして、発注者の職員からの苦情等の内容、発生原因につきましてはの検討や意見交換を行っているところでございます。

こちらの実施状況につきましても、報告書等につきましても、適宜提出されております。また、施設の月例ミーティングなどを通じまして、業務依頼対応、修繕、更新、日常点検及び管球交換等の各種作業や年間作業予定実施表に基づきまして、計画的に、かつ確実に実施されていることが確認できているところでございます。

また、各作業の内容及び進捗について、月間の作業実績表により整理・報告がなされており、実施状況につきましても妥当と判断するところでございます。

また、随時のモニタリングといたしまして、必要に応じて発注者が館内を巡回いたしまして、各業務の遂行状況を確認し、評価するとさせていただいております。

発注者が、必要に応じて随時現場確認を行った結果につきましても、建築物等の異常や劣化は見受けられず、受注者における各業務が適切に遂行されているところにつきまして、確認しているところでございます。

続きまして、評価の点でございます。業務の質及び、各業務における確保すべき水準におきまして、确实かつ適正に業務が実施されているものとして、誠実に対応なされているというふうに考えているところでございます。

続きまして、実施経費に関する状況及び評価につきましてでございます。

1つ目としまして資料の1のほうで、対象公共サービスの実施に要した経費でございます。各項目といたしまして、統括管理業務、設備常駐管理業務、設備機器定期点検業務、環境衛生管理業務、建物設備の調査・検査、この5つの項目の経費につきまして、お示しさせていただきます。

前回といたしましては、令和3年から5年にかかった経費というところと、今回、令和6年度から令和8年度にかかった経費との比較でございます。こちらの差額につきまして、先ほどの管理費といたしました統括管理業務につきましての差額としましては、増減率は2.9%の増となっておりますけど、差額としましては144万円というところでございます。

2つ目の設備常駐管理業務につきまして、こちらの増減につきましては、マイナスの13.3%を達成したところでございます。差額といたしましても、1,381万円ほどとなっているところでございます。

3番目の設備機器の定期点検業務でございます。こちらにつきましては、増減率としては、61.1%と増えているところでございまして、差額につきましては、724万円ほどとなっているところでございます。

4番目の環境衛生管理業務につきましては、増減率につきましては、7.9%、19万6,000円ほどとなっているところでございます。

5番目の建物設備の調査・検査につきましてでございます。こちらにつきましては、前回と比較するところがございませんので、こちらのほうで100%、128万7,000円ほどという形になっています。

合計につきましてというところで、増減率につきましてはマイナス2.2%、マイナスの金額としましては、364万円ほどとなっております。

2つ目のところで、創意工夫の発揮可能性につきましてでございます。従来の実施方法に対する改善提案といたしまして、季節及び負荷に応じた熱源の運用見直し、こちらは、スケジュール変更だったり、停止措置であったりっていうところで、恒温恒湿を維持しつつ、省エネルギーに寄与いたしました。

CO<sub>2</sub>排出量につきましては、令和3年度及び令和5年度の平均と、令和6年度の比較としまして、23%の削減となっているところでございます。

3番目として、評価といたしまして、市場化テスト導入前に実施しました前回の契約金

額と比較して、今回の金額につきましては、約364万円、先ほど申し上げた金額で約2.2%の経費節減効果がございました。

実施事項のうち、設備常駐管理業務が約1,381万円、13.3%の減となっており、これは有資格者の複数確保が参入障壁となっていると考えまして、業務内容を見直し、効率的に業務を行うことで人員を削減しても業務に支障がないことを確認した上で、競争参加条件緩和の一環として、想定従事者数を4名以上から3名としたことが大きな要因であると考えたところでございます。

その他の項目につきましては、増加しているところもございますが、国土交通省建築保全業務労務単価の保全技師Ⅰにおける、令和2年度から令和5年度の伸び率につきましては、約7.5%のところ、④で示しました環境衛生管理業務につきましては、約7.9%の伸びとなりまして、同程度の上昇幅と考えているところでございます。

また、3番の設備機器定期点検の業務につきまして、新たに仕様が追加されました、雨水槽点検清掃、雨水のポンプ点検、加湿器シリンダー交換など、こちらにつきまして、合計で555万円ほどと、前回の令和3年度の全館休館になったため、2年度間のみ実施した厨房内排水管洗浄及び厨房内グリストラップ清掃の計25万6,000円の合計531万円を除いた差額が、193万6,000円ほどで、約16.3%でございます。ほかに比べて伸び率が高くなっているところでございますが、これは、高圧変受電設備点検の年次点検に含まれる低圧盤の増設があったことが要因として挙げられているところでございます。

近年の人件費や資材費等のコストの高騰にかかわらず、削減効果が見られたことにつきましては、評価に値するものと判断すると思っております。

最後に総合評価といたしまして、今回の契約における市場化テストの導入に伴いまして、現場説明会の開催、電子入札の導入、仕様書の見直し等の取組を実施いたしました。応札者につきましては、前回と同様に今回も1者となったところでございます。

契約金額につきましては、近年、人件費や資材費等の高騰にかかわらず、前回と比較いたしましても、約364万円の経費節減効果がございました。これは、競争性改善のための取組に一定の効果があつたと評価しているところでございます。

また、対象公共サービスの実施内容に関する状況及び評価において、管理・運営業務の質が目標を達成しているとともに、各業務において確保すべき水準、創意工夫の発揮可能性について、着実に業務のほうが実施されることと評価しているところでございます。

この市場化テストの導入によって、全体的に良好な実施状況となっていると評価できる一方で、応札者につきましては1者応札になっていることから、市場化テストにつきましては、継続することとさせていただきます。次回の契約におきまして、引き続き競争性の確保や経費削減に向けて努めたいと考えているところでございます。

私のほうからの御説明につきましては、以上でございます。どうぞよろしく申し上げます。

○中川主査 ありがとうございます。

続きまして、同事業の評価案について、総務省より御説明をお願いいたします。なお御説明は、5分程度でお願いします。

○事務局 それでは、事務局より評価につきまして御説明いたします。資料A-1を御覧ください。

まず、事業概要につきましては、先ほど、実施機関のほうから御説明いただいたとおりでございますので、割愛をさせていただきます。

続きまして、1ページ目の下側、ローマ数字2の評価についてでございます。結論から申し上げますと、本事業につきましては、競争性の確保に一部課題が認められることから、市場化テストを継続することが適当であると整理してございます。

次に、評価の検討につきまして、資料2ページ目を御覧ください。こちらの(2)に記載のとおり、公共サービスの実施に当たり、実施要項において定められた確保されるべき質につきましては、全て達成しているものと評価してございます。

続きまして、資料4ページでございます。こちらの(3)の実施経費につきまして、お示しのとおり従前経費と比較しまして、2.2%の減少となっており、経費削減効果があったものと評価しております。

最後に、資料の5ページ目でございます。これまでご説明申し上げましたとおり、確保されるべきサービスの質及び経費削減につきましては、一定の成果が認められる一方、競争性の確保につきましては、一部課題が認められたところでございます。

このため、次期事業におきましては、当該課題につきまして検討を加えた上で、民間事業者の創意工夫を活用しつつ、サービスの質の維持向上及び経費削減を図る観点により、引き続き市場化テストの対象とすることが、適当であると考えております。

事務局からの説明は、以上でございます。

○中川主査 ありがとうございます。それでは、ただいま御説明いただきました、当事

業の実施状況及び事業の評価案について、御質問、御意見のある委員は、御発言をお願いいたします。

岡本委員、お願いいたします。

○岡本副主査 ありがとうございます。御説明ありがとうございました。本件に関しましては、競争性について1者応札となったことから課題が認められると。そのことを主な理由とされて、市場化テストを継続するという判断をされているというふうに理解しております。

お聞きしたいのは、今後、市場化テストが継続になった場合において、具体的にどのような改善策を検討されているのか、お聞かせいただければと思います。

と申しますのは、今回及び前回の入札不参加者に対するヒアリングにおいて、不参加者から、求められる業務実績条件が難しいことなどが入札不参加の要因として挙げられているという資料がありましたが、次回の入札において、どのような業務実績条件を緩和する方策を検討されているのか、ということでございます。よろしくお願いいたします。

○高橋課長 すみません。御質問のほう、どうもありがとうございました。こちらにつきまして、西洋美術館、高橋のほうから御回答申し上げます。

ちょっと現時点におきまして、具体的にどのようにできるかというところにつきまして、ちょっと御説明するところがないところでございまして、今回の評価、また継続という結果を受けまして、また、改めてどのような形でできるかというのを、考えていきたいというふうに考えているところでございます。

○岡本副主査 現時点で難しいというのは分からないでもないのですけれども、これまでずっとこの条件の緩和ってなされてきたのではないのでしょうか。というのは、資料のA-3を見させていただきますと、やはり本件の事業の設計自体が、どうも民間事業者にとって難しい設計になっているのではないかなという懸念があります。そのように考えますと、結局、次回入札市場化テストになったとしても、また応札者が1者という形になるのではないかなという気がしております。一方で、評価では、いい評価結果になっているように思います。なので、今後市場化テストを続けても、これ以上の改善が望めないのではないのでしょうかという懸念です。大丈夫ですか。次回、市場化テストにおける、何か新しい改善策を、今後検討されていくということだと思いますが、今は確かに具体的な方策がないにしても、これから検討されて、じゃあこういうことをすれば、民間事業者はもっと来てくれるのではないかなという、何かアイデアは検討されているのでしょうか。

○高橋課長 国立西洋美術館の高橋のほうから、御回答申し上げます。

今回のことにつきましても、まず入札をする前のところの説明の段階のところ、6者様のほうから、仕様書の取り寄せ等々はあったというところで考えておきまして、それも含めて、その後の説明等も行いました上で、当館としましては、今回は1者の応札となったところではございますけど、ほかにも2者程度につきましては、御入札いただけただけではないかなというふうに考えているところございまして、御指摘の点につきまして、どういったところが要因だったかということにつきましては、また、ちょっと精査をする必要があるかなと感じているところでございます。

○岡本副主査 次回においては、入札要件を精査していくとおっしゃっているわけです。入札資格として、求められる業務実績や、業務実績条件がネックとなっていると考えられるので、その要件を緩和していくという方向なのだと思います。そうですね。ですから、緩和していくということになると思うのです。でも、それは、他方で、この事業において本来求められる要件が欠けるようなことにならないか、何かよくない方向に持っていかれないかなという心配もしております。いずれにしても重要な論点であると考えますので、次回の実施要項案の検討において、より精査された内容を期待したいと思います。

私から結論に異論ございません。よろしく申し上げます。

○高橋課長 御指摘のほう、ありがとうございました。

○中川主査 ほかに御意見や御質問のある委員はいらっしゃいますか。

尾花委員、お願いいたします。

○尾花専門委員 御説明いただき、ありがとうございました。

質問があります。独立行政法人国立美術館が運営されている美術館として、国立近代美術館とか、国立工芸館、京都国立近代美術館等複数あり、そちらも、管理を民間に委託されているかと思えます。

そちらの委託されている事業者さんに、声かけみたいなのはされているのでしょうか。

○高橋課長 すみません。国立美術館の高橋のほうから、御回答申し上げます。

在京館でございます、東京国立近代美術館及び国立新美術館につきましては、今回応札いただきました業者様と同一の業者様というところでございます。

また、もう一個、国立映画アーカイブというところがございます、そちらにつきましては、今回、仕様書につきましては御興味を持っていただいたのかなというふうに感じておきまして、来ていただきましたけど、最終的な御入札には至らなかったというところで

ございます。

○尾花専門委員 ありがとうございます。入札に至らなかった事情として、その方が、実績要件を満たさないだろうと推測されていますか。

○高橋課長 こちらのほうにつきまして、高橋のほうから御回答申し上げます。

求められる施工実績等の要件が厳しいというところで、プライバシーマークというところにつきまして、1点御指摘をいただいているところでございます。

こちらにつきましてというところで、先ほどの御指摘も踏まえまして、次回の入札の条件につきましての検討の項目として、必要などころではないのかなと考えております。

○尾花専門委員 プライバシーマークとは、実績条件ではなさそうな気がするのですが、何かそのあたりの精査をお願いしたいと思うのと、類似の業務ができそうな業者というのは、例えば、独立行政法人国立文化財機構が5つの国立博物館を運営されていて、同様に管理業務を委託されているかと思うので、そういった業者さん自体に対する声かけみたいなのは、検討する余地はありますか。

○高橋課長 御質問ありがとうございます。高橋のほうから御回答申し上げます。

御指摘いただいたとおり、検討の余地はあるのかなと考えているところでございます。

○尾花専門委員 ありがとうございます。発注者側から落札者を恣意的に、裁量で取り扱うのはあまりよくないので、声かけされる場合には、この基準を満たす方に、一応、声をかけたというような説明ができるような状況が担保されているのがよいかと思います。

個人的な意見でいうと、私は、運営されている美術館が大好きでよく伺っているので、ぜひ上手に運営をしていただければと願っています。ありがとうございます。

○高橋課長 御指摘のほう、どうもありがとうございます。引き続き、踏まえまして検討のほうをしたいと思いますので、精査いたします。

○中川主査 稲生委員、挙げていらっしゃったかと思えます。

○稲生専門委員 質問が1点ありまして、これはむしろ確認でありまして、どちらかというと実施府省さんというよりかは、公サ室さんのほうにお聞きしたいことでもあるのですが、例えば、実施府省さんのほうの資料でいうと4ページのところで、対象公共サービスの実施に要した経費についての比較、先ほど、詳細に説明いただきましたけれども、最終的にはトータルでマイナス2.2%の差額で、効果が出ているという御説明があったところです。

多少疑問になるのが、②の設備常駐管理業務のところでございます、1億300万円

から9,000万円になったということで、13%の減という、こういう内容でした。実際には、ではどうしてこうなったかという、これは評価のところを見たほうが早いと思うのですけれども、要は、人員を削減しても業務に支障がないことを確認した上で、競争参加条件の緩和の一環として、想定従事者数を4名から3名としたのだということです。

これは、こういう場合には従前の実施状況の金額、つまり今の例でいうと、設備常駐管理業務が3人であったということと、今回の令和6年度から令和8年度までの数字、9,000万円というのを比較しないと、何か意味がないのかなというふうに、こういうふうに考えた次第です。つまり、前回の実施したときの条件と、今回の実施したときの条件というのが、従事者が4人から3人ということで変わってきているわけですから、それは当然のことながら差額としてはマイナスになるのは、むしろ当たり前なのではないか。つまり、民間の創意工夫によって13.3%の減になったというわけではないのではないのかなと思った次第です。

ですからこういうように、そもそも仕様書を4人から3人で変えたというようなことであれば、3人と3人ということで金額を出して、比較をしたほうがいいのではないのかなと考えたのですが、ほかの案件についても、こういった仕様の見直しで行ったような場合については、人数は変わっていいのだということ的前提に金額比較を行っているのでしょうか。これは、公サ室さんに確認をした上で、内容をさらに確認できればと思っているのですが、いかがでしょうか。

○谷口参事官 事務局からお答えします。ありがとうございます。

これは、案件によってケース・バイ・ケースではございますけれども、基本的には、業務が変わった時に、例えば業務量が減って人数が減ったというようなときには、減る前と比較するというようなことは、御指摘のとおりかと存じます。

ただ、今回のケースは、業務量・業務自体は変わっていないということで、言わば合理化によって従事する人数が減ったというようなことで、これは、合理化による経費削減ではないかというようなことで、このような形でお示ししているところでございます。

○稲生専門委員 分かりました。そうすると前回と今回の比較をするときには、事業者さんのほうでの創意工夫による効果と、それから、今、参事官さんがおっしゃったような、仕様書の変更というような、言ってみれば実施府省さんのほうの御努力で減った分をプラスしたような形で見えていくという、こういう理解でいいわけですね。それだけちょっと確認したかったのですが、いかがでしょうか。

○谷口参事官 お答えいたします。業務量、業務自体が変わった場合には、そこは、変える前と比較する必要があるかと存じます。ただ今回は、先ほど申し上げたとおり、業務自体は変わっていないことから、そのまま比較しているというところでございます。

○稲生専門委員 分かりました。であれば、特に疑問はありませんということで、最終的にマイナス2.2%になったということで、問題ないというふうに判断いたしました。

私からは、単なる確認でございましたので、これで結構でございます。ありがとうございました。

○中川主査 ほかに御意見、御質問のある委員はいらっしゃいますか。よろしいでしょうか。ありがとうございました。

それでは、審議はここまでとさせていただきます。

事務局から、何か確認すべきことがあればお願いいたします。

○事務局 事務局でございます。まず、岡本委員から次期事業に向けた改善につきまして、今後、西洋美術館様と事務局とで調整しながら、基本的に見直しながら調整させていただければと考えてございます。

また、尾花委員から御指摘、御意見がございました、声かけの部分でございますが、これから周知・広報の部分を見直していきながら、事務局として、できる限り御助力させていただきながら、間口を広げるといった観点で、サービスの質を下げることなく複数応札を目指すといった観点で、引き続き第2期につきましても進めさせていただければと考えてございます。

以上でございます。

○中川主査 ありがとうございます。

それでは、本日の審議を踏まえ、事業を継続する方向で監理委員会に報告することいたします。

事業評価案の審議は以上となります。本日はありがとうございました。

○事務局 事務局でございます。国立西洋美術館様、本日はありがとうございました。

事業評価の御審議は以上となりますので、退出ボタンを押して御退室されください。ありがとうございました。

○高橋課長 本日は、お時間をいただきましてどうもありがとうございました。これにて失礼させていただきます。

(独立行政法人国立美術館国立西洋美術館退室)

○中川主査 引き続き、小委員会の再開に向けて準備を行いますので、しばらくお待ちください。

○事務局 それでは、国土交通省様に御入室いただきます。

(国土交通省入室)

○中川主査 それでは、第759回入札監理小委員会を再開いたします。

初めに、性能評価センター機械施設保全業務の実施状況について、国土交通省航空局航空ネットワーク部空港技術課、平井課長から御説明をお願いしたいと思います。なお御説明は10分程度でお願いいたします。

○平井課長 平井でございます。それでは、性能評価センター機械施設保全業務に係る市場化テストの実施状況について、御説明申し上げます。

本業務は、公共サービス改革基本方針に基づき、民間競争入札の対象として選定されたものでございまして、センターが所管する機械施設についての点検・保守等を通じて機能維持を図る業務となっております。

実施期間は、令和6年4月から令和9年3月までの3か年ということでございまして、民間事業者の実施の下で、公共サービスとして求められる安全性、信頼性、品質が確保されているか、そしてまた、経費面における効果が認められるかを検証するために、市場化テストを実施しているというところでございまして、本日は、実施期間のうち令和6年度と令和7年度の2年間を対象とした、実施状況の報告となっております。

詳細につきましては、この後に資料に基づきまして、担当の拝根より御説明をさせていただきますので、よろしくをお願いいたします。

○拝根係長 それでは、私、拝根のほうから説明させていただきます。資料2、実施状況報告の資料に基づきまして、性能評価センター機械設備保全業務に係る市場化テストの実施状況について御説明いたします。

上から1ポツ、事業の概要から。先ほど、お話いただいたところですけど、本件のほうは、公共サービス改革基本方針に基づいて、民間競争入札の対象として実施している業務になってございます。

次、(1)業務内容についてなのですが、性能評価センターに設置されている機械設備及び電気設備について、定期点検、運転・監視、日常点検、緊急時対応、草刈りなどを含めて、施設を維持することが目的の業務となっております。

続きまして、(2)実施期間は、令和6年4月から令和9年3月の3年間。今回の実施

状況報告期間としましては、令和6年4月から令和8年3月末までの2年間を対象としております。

(4)のほうで、受託事業者のほうは、空港施設株式会社が受注しております。

(5)の受託事業者決定の経緯に関しまして、本保全業務については、民間競争入札実施要項、そちらに基づいて公告を行って、3者から競争参加資格確認資料等の提出がありました。

国土交通省航空局における審査の結果、2者のほうが、実施要項に定める必須条件を満たしておりまして、令和6年2月15日に開札を行った結果、現在の受託事業者が落札者として決定しております。

なお入札に当たっては、適正な公告期間の延長、複数年契約の導入、入札参加資格の緩和、従来の実施状況に関する情報開示、また、現場説明会の実施などの取組を行っております。そして、複数事業者の参入を促すことで、競争性の確保を図ってきたところです。

概要としては以上となっております、こちらから状況報告に移ります。次のページになります。

市場化テストとして実施するに当たっては、実施経費の削減効果もそうなのですが、そのほかにも確保されるべきサービスの質、確保すべき水準など、それぞれの達成状況がどうか。また、民間事業者からの改善提案による効率化や改善が図られているかという点を、整理しております。

2ポツになります。確保されるべきサービスの質の達成状況です。まず、評価機関において、主要事項で信頼性の確保、安全性の確保、品質の維持の項目を設定しております。

測定指標として、機器の不具合に対する未対応、本保全業務に起因する人身事故、業務の不備に起因する機械設備の不具合が挙げられておりまして、いずれも確認されておらず、そちらの指標については、0件となっております。ここで、最低限確保すべきサービスの水準は損なわれていないかを確認するポイントで、それらは適切に確保されていると評価しております。

続きまして、確保すべき水準の達成状況です。こちらは(2)の部分になります。そちらを3つに分けて整理しておりまして、業務種別として、定期点検等保守、運転・監視及び日常点検保守、緊急時の対応を設定しております。

まず、定期点検及び保守に関しては、指定された点検内容を実施しておりまして、機器の性能を常時適切な状態に保つことと設定しています。定期点検等については、特記仕様

書に基づいて指定された内容が実施されていることもそうなのですが、各設備の運転・管理・維持が良好な状態に保たれていることを、点検結果や日報、そして毎日の業務引継ぎによって確認されております。そういったところから、指定された点検内容を実施して、機器の性能を常時適切な状態に保つことという水準は達成されていると評価しております。

続きまして、2つ目の運転・監視及び日常点検・保守になります。こちらは2つ設定しております。指定された業務を実施して機械施設の異常、または異常の予兆を把握することや連絡体制表に基づいて迅速かつ適切に関係各所へ連絡されることが設定されております。こちらの日常点検においては、冷温水配管から水漏れの早期発見をした事例がありました。この事例で、連絡体制表に基づいて、監督職員への迅速な報告ですとか、漏水防止のための対応というのも実施されていたところなんです。そういった初動対応というのが適切に行われておまして、この点から、機械施設の異常や予兆把握すること、障害発生時の連絡対応というのが機能していると評価しております。

3つ目の緊急時の対応に関しては、確保すべき水準として、復旧に必要な人材、材料及び機材などを準備して、指定された作業内容を行うことが設定されております。緊急時の対応については、発電装置故障時を想定した障害対応訓練を、毎月1回自主的に実施しておりました。復旧に必要な人員体制というところや必要な機材・道具関係の確保、指定された作業手順の確認というところまでを、この訓練で確認しておまして、緊急時に対応できる体制が維持されておりました。この点から、復旧に必要な人員・材料及び資材・機材等を準備して指定された作業内容を行うことという水準も達成されていると評価しております。

続きましてページを、先ほどから飛んでいますけど、次の3ポツの実施経費に関する状況及び評価になります。本業務については、履行期間中の賃金水準や物価水準の変動を踏まえて、契約書に基づいて令和8年1月から3月まで、スライド条項を適用して、契約金額の増額変更を行っています。この契約変更後の金額を含めた上で、市場化テスト導入後の1年当たりの平均経費を導入前である令和5年度と比較した結果が、その下にあります  
(1) 実施経費、節減経費の試算の表になります。そちらの増加率は2.5%となっております。

一方、さらにその下、表1で参考として挙げているのですが、表1は、茨城県の地域別最低賃金改定状況を抜粋しているものになっています。同期間の茨城県最低賃金の引上げ率というのは12.7%でありまして、本来であれば、人件費を中心に経費が大きく上昇

する環境下にありました。そのような状況においても、実施経費の増加率が低水準に今回はとどまっている点については、市場化テストによる競争の導入ですとか、受注者側の業務効率化や経費削減等の企業努力が見られるといったところで、結果が出ていると整理しております。

次に、4 ポツになります。民間事業者からの改善提案による改善実施事項についてです。仕様書に基づく業務履行に加えて、現場状況を踏まえた改善提案が複数実施されています。

1 つは、機械室床面段差への警戒表示による転倒防止。老朽化した浄化槽設備について、ハザードマップを作成共有して、業務関係者に対する事故等の未然防止。もう一つが、同型・同形式の自動制御盤等電源設備の、同様の形の機材が多くあるのですが、そういったところの識別表示というのも、点検効率の向上に寄与する取組を行っております。これらは、いずれも従来の業務内容を補完・改善するものになっていまして、安全管理の強化と業務効率化の両面で効果が認められています。

5 ポツになります。評価のまとめになります。市場化テストの期間中において、保全業務は事故等の発生もなく性能評価の業務継続が確保されていまして、常時適切な状態に保たれていました。このことから、確保されるべきサービスの質というのは目標達成していると見られます。また、確保すべき水準及び達成状況についても、特記仕様書に明記された事項が実施されていまして、いずれについても適切に満たされているものと評価しております。

加えて、民間事業者からの改善提案のほうも、点検作業の効率化といった改善が図られていまして、業務品質の向上が認められています。

業務に係る法令違反なども確認されておらず、一般競争入札により複数事業者が参加していることから、競争性も確保されております。

実施経費についても、従来と比較して増額とはなっているのですが、最低賃金が大幅に引き上げられている状況下においても、経費の増加率というのは低い水準に抑えられており、市場化テストの導入による一定の経費抑制効果が認められました。

以上のことから、本保全業務については、サービスの質を確保しつつ、効率的な運営がなされていると評価しております。

最後に6 ポツ。今後の事業方針についてなんですけど、本業務の適切な実施を担保するために、外部有識者で構成される総合評価委員会というのも、航空局のほうでは体制としてありますので、そういったところも踏まえて、第三者の視点からチェックを受ける体制

も整えております。そのほかにも、外部有識者、契約監視委員会というのを設置しておりますので、そういったところも、チェックを行う体制というのが整備されております。

以上のとおり、本保全業務については、業務の実施状況及び体制の両面において良好な結果が得られているというところから、現在実施中の事業をもって市場化テストを終了し、今後は性能評価センターの責任において、本業務を実施することとしたいところです。

私のほうからの説明は、以上になります。

○中川主査 ありがとうございます。

続きまして、同事業の評価について、総務省より御説明をお願いいたします。なお、御説明は5分程度でお願いいたします。

○事務局 事務局でございます。性能評価センター機械施設保全業務の評価案につきまして、御説明いたします。事業の概要等につきましては、実施機関より御説明がありましたので割愛させていただきまして、資料B-1の御説明をさせていただきます。

まず、評価の概要としましては、結論から申しますと、終了プロセスに移行することが適当であると整理しております。

次に、評価の検討につきまして、国土交通省から提出された令和6年4月から令和8年3月までの実施状況に基づき評価を行った結果を御説明いたします。2ページを御覧ください。

対象公共サービスの実施内容に関する評価として、確保されるべき質の達成状況は、障害時の未対応、安全管理体制不備に起因する作業員等の人身事故発生件数、及び保全業務の不備に起因する当該施設の不具合発生状況はどれも0件で、目標は達成しているものと評価しております。

また、確保すべき水準についても、特記仕様書に基づく点検や補修を実施できているものと評価しております。

次に、民間事業者からの改善提案についてですが、転倒事故の未然防止のため、熱源機械室内の床面段差部に警戒用テープを施工し、視認性の向上を図る提案がされています。

また、老朽化した浄化槽設備に起因する危害の未然防止を目的としたハザードマップの作製や、空調機械等の点検効率向上のための自動制御版へのマグネットシート等を用いた視覚的な差別化を行っております。

実施経費については、4ページを御覧ください。単年度契約である従来事業と比較するため、今期の1年当たりの平均金額と比較したところ、2.5%の増額となりました。しか

しながら実施経費については、保全業務の大半が人件費であることから、表1のとおり業務実施地域の茨城県の最低賃金の上昇率が12.7%であったことを考慮すると、実施経費の増加率は、それより低く抑えられていることから、一定の経費削減効果があったものと評価しております。

選定の際の課題であった競争性改善の取組については、(1)から(5)にありますように、複数年度契約や入札参加資格の緩和、公告期間の延長を実施したことにより、2者の応札がありました。

以上のことから、5ページの5の評価のまとめとしましては、確保されるべき質の達成目標は、令和6年度及び7年度において目標達成しており、民間事業者の改善提案についても、床面段差への警戒用テープの敷設、第三者の危害予防に必要なハザードマップの作成、自動制御盤へのマグネットシート等による差別化など、保全業務においてノウハウと創意工夫の発揮が質の向上に貢献したものと評価できます。

実施経費については、人件費の上昇を考慮すると、実質的な削減効果があったものと認められます。

競争性改善の取組についても、複数年度契約や入札参加資格の緩和などにより、2者応札となり改善が図られたものと評価できます。

今後の方針としましては、評価のまとめより、「市場化テスト終了プロセス運用に関する指針」2-1-1(1)の基準を満たしているものとして、現在実施中の事業をもって市場化テストを終了することとしております。

市場化テスト終了後の事業実施については、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律の対象から外れることとなるものの、これまでの官民競争入札等監理委員会における審議を通じて厳しくチェックされてきた公共サービスの質、実施期間、入札参加資格、入札手続及び情報開示に関する事項等を踏まえた上で、国土交通省が自らの公共サービスの質の維持向上、コストの削減及び事業の透明性の確保を図っていくことを求めるとまとめております。

評価案の説明は、以上となります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○中川主査 ありがとうございます。それでは、ただいま御説明いただきました、当事業の実施状況及び事業の評価案について、御質問、御意見のある委員は、御発言をお願いいたします。

岡本委員、よろしくお願いいたします。

○岡本副主査 ありがとうございます。御説明どうもありがとうございました。

国土交通省さんへというよりは、むしろ事務局にお伺いさせていただきたいのですが、本件は特に競争性なのですけれど、競争が複数応札となったことから改善が図られたと評価されて、市場化テスト終了へという判断されているというふうに理解しておりますけれども、よく見ると2者応札といっても、1者は予定価格オーバーですよね。従来から落札してきた事業が今期も継続して落札しているという状態が続いている、これが実態だと。それから見ると、必ずしも競争性が改善されたと言えないのではないのでしょうか。

このまま市場化テストを終了して次期入札を行うと、今の事業者の方が、また次期以降も落札するという構造が変わらないように思うのですが、如何でしょうか。

○事務局 事務局でございます。今回の入札におきましては、落札事業者の落札率が99.3%であり、落札できなかった事業者の予定価格の超過率が0%程度でしたので、今後の入札においても、競争性が引き続き確保できるのではないかと考えておきまして、今回、入札参加要件満たせなかった事業者についても、次回は、また御検討していただけるのではないかと考えており、競争性の確保ができたものと考えております。

○岡本副主査 ちょっとよく分からないのですけれど、落札された事業者の落札率は99.3%で、予定価格をオーバーしたもう一つの業者の方が、0%だったという話だったので、逆に言えば、この事業構造を前提にすると、落札する事業者のほうはむしろ少ないのではないですか。だから、予定価格とかいろんな設定に無理があるのではないかなと思うのですけれど、そういう心配はないのですか。

○事務局 すみません。国土交通省さんのほうで、御意見をいただけないでしょうか。

○佐藤課長補佐 航空局、佐藤と申します。御質問ありがとうございます。

競争性に関しましては、これまで1者だったところが2者になったというところで、競争性が高まったというところは、今回、指標として評価しているところでございます。

あと、本事業の内容につきましては、一般的な建築設備の点検が中心となっております。それらの内容につきましては、保全業務共通仕様書などで一般的に公表されている内容ですので、大きく事業者によって差が出るというところは、あまり想定しにくいというか、ある程度、想定がつく予定価格になっているのではと考えているところでございます。

航空局からは、以上となります。

○岡本副主査 すみません。ちょっとよく分からないのですが、10者が仕様書を取りにこられて、2者しか応募されなかったとしたら、8者の方は、なぜ応募されなかったとい

うことを把握されていらっしゃるのですか。

○拝根係長 私、拝根のほうから答えます。実際に資料を提出したのは3者に来ていただいております。

○岡本副主査 7者かな、そしたらすみません。

○拝根係長 すみません。7者のほうは、資料に取りに来ただけになってはいます。

ほかの7者が、なぜその資料を取りに来ただけかというところですね。

○岡本副主査 そういことです。7者の方が、なぜ説明会は、仕様書を取りに行かれたのに、実際に応募されなかったのかというところが、1つ気になっていて、3者のうち1者は、これは条件が合わないというか、満たさないということで落ちた。

それがカムバックするような可能性はあるのでしょうか。

○拝根係長 御質問に関しては、10者が来られているところなのですが、大部分が建設雑誌等、情報を展開するような会社が入っていたところでは。

○岡本副主査 ということは、将来的に来られても、多分難しいのですよね、応札される可能性としては。

○拝根係長 その7者に関しては、何社が雑誌の会社かというのは、把握できていないところではあるのですが、そのほかにも設備会社というのはあると思いますので、そちらの方々が今後の発注で参加される可能性はあると考えております。

○岡本副主査 私は、市場化テストをずっと継続しないといけないと、そこまで強く思っているわけではありませんが、従来から、ずっと1者応札で、今回たまたま2者になった可能性があるような気がして仕方がないので、次の期も市場化テストをしたほうがいいのではないかと思うのですが、そこまで考える必要ないということですよ。もう今回でやめるということであれば。

これは、すみません、国交省さんよりも事務局のほうにお伺いしたほうがいいのかと思うのですが。

○事務局 事務局でございます。これまで過去数年、1者応札が続いていた中で、今回は少なくとも3者は入札に参加しようという意思を示されたので、今回に限らず、今後も国土交通省さんのほうのほうも、競争性を確保するために努力し続けるということですので、今回で終了しても、次回以降も競争性を、ある程度は確保できるのではないかと考えております。

○岡本副主査 私の考えでは、もう一度継続するということはできないのかとは思いますが

が、今の枠組みの中ではそれは難しいということですね。

○谷口参事官 事務局でございます。一応、課題としては競争性、1者応札が続いていたということで、それが、今回は2者応札になったということで、一応終了要件を満たしたということで、そのあとは、実施機関のほうの努力で続けていただくというような判断でございます。

○岡本副主査 これがね、例え10者来られて、3者出して、うち1者は駄目であっても、2者の中で、競争というのがなされたというのであれば、なるほどという気はいたしますが、今回は2者のうち1者は価格オーバーであり、土俵に乗られたのは、ある意味で結局1者だったということですよ。その点に、私はすごく懸念を持っています。これで1回競争性がもう改善されたので、今の枠組みでは、これで卒業だというふうになるのであれば、それでも構わないのですけれども、何かもう一回、市場化テストにかけた方がいいように思うのですが、事務局としては、そういうことはしないということですね。今の参事官の御説明は。

○谷口参事官 御指摘ありがとうございます。今回は、この事業を卒業ということでございますが、今後ももちろん、これまでに卒業した事業も含めて事務局としても見てまいりますので、また、その中で、先生御指摘のように問題のあったものについては、もう一度、取り上げるというようなことも、事務局として考えていきたいと思っております。ありがとうございます。

○岡本副主査 はい、ありがとうございました。

○中川主査 ほかに御意見、御質問のある委員はいらっしゃいますか。

尾花委員、お願いします。

○尾花専門委員 今回は、スライド条項を使って、非常に珍しい請負代金の増加をさせるという取扱いをされたものと承知しました。

国交省の場合は、工事請負契約については、スライド条項についてマニュアルを公表されているのですが、こういった単なる請負契約については、そのようなマニュアルはございますか。また、発表されていますか。

○拝根係長 御質問ありがとうございました。拝根のほうから、回答させていただきます。

今回、変更を行った時期、タイミングなのですが、今回のこの業務というのは、役務契約のほうになっておりまして、当時は、役務契約のスライド条項というのは発表されていなかったわけです。その中で、契約書の中ではスライド条項という記載があるので、そ

ういった対応というのは、する必要があります。その中で、工事と既にスライド条項として確立しているものを参考にさせていただいて、今回の変更に関しては実施させていただいたところであります。

今後、その役務の業務に関してもスライド条項というのは、今、関係課のほうで調整中ということはお伺いしておりますので、今後、変更が出てきたあたりでは、そういったものが適用されるのかなというところですね。

以上になります。

○尾花専門委員 ありがとうございます。御省が適用されたスライド条項の30条の1項、2項というのは、例えば、今、拝見すると、日本国内における賃金水準または物価水準に変動を生じ、請負代金額が著しく不相当となった場合、もしくは、予期することのできない特別の事情により、日本国内において急激なインフレーションまたはデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不相当となった場合と読めますが、それが適用されたと理解していいですか。

○拝根係長 はい、そのとおりです。どのくらい物価が上昇したかというところは、約20%（※）の上昇率があるかというところを、最初は確認するところになっていまして、そこがインフレしているというところの判断になります。そういったところを確認して、実施していく流れになります。

（※）「約20%の上昇率」との発言については、会議後、国土交通省より「1%の誤りであった」との訂正の申し出があった。

○尾花専門委員 では、その20%（※）上昇すれば上がるということを事前に公表されていない場合、知らない業者さんにとっては、3年間の契約を締結することを非常に躊躇されると思います。スライド条項が適用されることは、現状はとてもいいことだと思います。公サ法の当委員会は、透明というか、公正な競争されることを目指している委員会です。当委員会としては、どのようなお金を入れればいいのか、3年間の目測をどう立てればいいのかというのは、業者にとって非常に重要なことかと思えます。スライド条項を適用されるのであれば、どんな場合に適用されるのかということが、一応、ガイドラインというような形で明示されていないと、請負代金として3年間のお金の見積額を出すときに、御省と近い方は、大体スライド条項の適用あるのではないかということが分かって、冒険した金額を出せると思うのですけれど、それ以外の方は、どんな場合に適用されるか分からないので、保守的に金額が高くなって、同じ条件で入れないような気がします。この点

については、どのような検討を今後は行おうとされていますでしょうか。

○拝根係長 拝根のほうから、お答えします。今回は、ケース的に稀なものになっておりまして、スライド条項役務版がオフィシャルに出ていないところで、別のスライド条項で実施したものではありませんが、今後も役務のスライド条項というのは、関係課に聞くと、既に作成調整中というところもありますので、同様な不安というのは解消される方向に行くと考えておりますので、今後は対応できると思っている次第です。

○尾花専門委員 ありがとうございます。私は契約書を読むのが仕事なもので、請負代金が著しく不適當の「著しく」とは、一体何を意味するのだろうかとか、「予期することのできない特別な事情により急激なインフレーションまたはデフレーション」というのは何を意味するのかというのは、非常に漠としていて分からず、御省に近い方は、割と御省の手加減というか、さじ加減が分かって入札に入りやすいと思うので、分からない方にとっては、非常に不明確な条項になるので、ぜひ、ガイドラインを公表するようにしていただくと、今後は御省が公正な競争で業務を調達できる状態になるかと思っておりますので、どうぞよろしくをお願いします。

○拝根係長 すみません。ありがとうございます。

○中川主査 稲生委員、お願いいたします。

○稲生専門委員 ありがとうございます。今、資料B-3の契約状況等の推移で、契約金額の推移を今は見ているのですけれど、どうもよく分からないのですよね。つまり、この茨城県内において、人件費の塊である当事業の積算をするときに、令和4年度から令和5年度については6,620万円という契約金額に対して、令和5年度は6,000万円。ただ、これは落札率が89%ちょっとでありますので、割り戻すと、予定金額は6,700万円ぐらいということで、令和4年度に対して令和5年度は、頑張って6,700万円ぐらいなるだろうみたいな、恐らく目算で予定価格を設定されたと思うのです。

ところが、これが公サ法の民間競争入札になりますと、落札率が99.3%ということで、限りなく100%に近いと考えてやると、契約金額の6,100万円というのが、どうしてこういう見積りをなされたのかなということで。つまり人件費は、ずっと令和4年、令和5年、令和6年という形で、データは頂いた資料の中にもありましたとおり、大体5%、6%ぐらい毎年毎年上がっているにもかかわらず、お宅様の積算に関しては極めて抑えた感じの価格で、何か予定価格を決めているような節があるのです。

そう考えていきますと、どうしてこの契約当初、契約変更後のインフレスライドはとも

かくとして、契約当初は6,100万円という、極めて低廉な価格で予定価格を成立なされたのかなというのが、ちょっといまだによく分からないのですが、そこら辺について後づけになるかもしれませんが、どういうふうな形で積算を行っていったのか、ちょっと考え方だけお聞きしたいなと思って質問させていただきました。よろしくお願ひします。

私がお聞きしたい積算の根拠は、この公サ法の対象の令和6年から令和9年までのものでございます。よろしくお願ひいたします。

○拝根係長 御質問ありがとうございます。拝根のほうから、回答させていただきます。

今回は令和5年から令和6年に移るに当たって、物価上昇とあるけど、金額のほうあまり変わらないというところの御質問だったと思うのですが、そのほうに関しては少し細かい部分になるのですが、令和6年から9年の保全業務の実施に当たって対象の設備のほう、少々廃止に伴って減っている部分がありますので、その辺の部分で、金額として少し代わり映えしないような形になってしまっているのかなといったところです。

○稲生専門委員 なるほど、それが大きな要因ということですね。そう意味では、業務量の減少みたいなものがあつたのかな、そうするとね。

○拝根係長 そうですね。はい、そのとおりになります。

○稲生専門委員 分かりました。そうであると合理的かな。それはどっちにしろ、インフレスライドといつても極めて小さい金額で済んだというの、何となくそれで事業者さんが納得なつた理由が、逆に言うと分かりにくいところがありまして、業務が減つたところがある。それで、契約当初の金額は6,100万円だった。しかし、インフレスライドにすると、44万7,000円だけ乗つたと。こう結果的になると思うのですが、それは逆に言うと、何でそんな小さい金額で、請け負つたほうも納得されたのでしょうか。これは、ちょっと若干不思議ではあるのですが、そこは、6,100万円で契約したのだから、少しでも上乗せしたから、我々はそれでやってみましょうということで納得されたのか。ちょっとそこら辺のいきさつも、お聞きできればと思います。よろしくお願ひします。

○拝根係長 御質問ありがとうございます。インフレスライドに当たっては、こちらのほうで積算として、およそこれだけの増額の積算を行います。

事業者に関しては、その後の見積り合わせで、入札を行いますので、向こうとしては、事業者として持つ金額というか、そういった金額で入札、落札されますので、今回は金額

が下回って変更が可能になったところですが、その観点で言えば、事業者のほうは納得した金額で、増額というのが見込められたと思っております。

○稲生専門委員 分かりました。何か、あえてインフレスライドを持ち込まなくても、何か対応できたのではないかなという感じがしないでもないのですけれども。先ほど、その点については別の委員の方が質問されたので、いきさつ自体は理解しております。

私からは、以上でございます。

○中川主査 ほかに御意見、御質問のある委員はいらっしゃいますか。よろしいでしょうか。

ありがとうございます。それでは、審議はここまでとさせていただきます。

事務局から、何か確認すべきことがあればお願いいたします。

○事務局 事務局でございます。ありがとうございます。確認すべきことにつきまして、岡本委員から、今回は複数応札となったといっても、1者は予定価格を超過している状況で、もう1期継続したほうがよいのではないかとといった御意見をいただきましたが、今回は終了の要件を満たしており、国土交通省も、今後も引き続き競争性確保に向けた取組を行っていくというところで、終了の方向で進めさせていただきたいということでございます。

それから、尾花委員から、今回の契約変更の根拠となっている物価スライドの上昇については、ガイドライン等が明確になっていないというところで、今後、入札に参加してくる業者が不安を覚えるのではないかとということでしたが、国土交通省のほうで物価スライドによる契約金額の変更については、条件を明確にしていく、条件については検討していくというところで、今後は改善していくという話になっております。

それから、稲生委員から、契約金額・予定価格の変動について、令和5年から6年の予定価格については、賃金が上がっているのに、予定価格が下がっているのはどうしてかということにつきましては、若干の業務量の減少があったためであるということでございます。

以上です。

○中川主査 ありがとうございます。

それでは、本日の審議を踏まえ、事業を終了する方向で監理委員会に報告することいたします。

事業評価案の審議は以上となります。本日はありがとうございました。

○事務局 事務局でございます。国土交通省様、ありがとうございました。

○平井課長 ありがとうございました。

○事務局 事業評価の審議は以上となりますので、退出ボタンを押して御退室されてください。

(国土交通省退室)

※1 議事録中、同種の他の契約の予定価格を類推される恐れがある情報については○表記としている。

※2 性能評価センター機械施設保全業務（国土交通省）の事業評価については、小委の結論は「終了」となったが、その後、委員会での御指摘を踏まえ、事務局で検討した結果、スライド条項に基づく契約金額の変更について、どのような場合に適用されるのかが明確ではなかったため、応札を考えていた事業者にとって入札時の判断材料が乏しかった可能性があり、競争性の確保に課題が認められたことから、「継続」に変更することとした。「継続」への変更については、令和8年5月26日（火）開催の第763回入札監理小委員会に報告した。

— 了 —